

# 〔ワクチン・検査パッケージ(VTP)制度 対象者に対する全員検査(対象者全員検査)〕に基づく 飲食店等の利用制限の緩和について

## 1 制度について

感染症対策と日常生活の回復の両立を図るため、飲食店等の事業者が「知事が行動制限を要請した際に示す緩和条件」を満たすことにより、感染リスクを低減し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の状況下において課される「行動制限を緩和」する制度です。

○「知事が行動制限を要請した際に示す緩和条件」

【VTP 制度】利用者の「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」のいずれかを確認

【対象者全員検査】利用者の「陰性の検査結果」を確認

【！重要！】VTP 制度と対象者全員検査は別の制度です。

行動制限の緩和を受けるためには、あらかじめ制度毎に県の登録を受ける必要があります。

## 2 2つの制度(VTP 制度、対象者全員検査)がある理由

飲食店等の事業者が利用者の「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」のいずれかを確認する「VTP 制度」により、感染リスクを低減させることができるとされていましたが、オミクロン株の感染拡大時に、ワクチン2回接種者の感染も多数確認されたことから、確認の対象を「陰性の検査結果」のみとする「対象者全員検査」が導入されました。

## 3 制度の適用について

制度の適用は、知事が行動制限を要請した際に示すことになっており、制度適用時に登録店にお知らせします。

○適用パターン：①VTP 制度のみ、②対象者全員検査のみ

③VTP 制度又は対象者全員検査のどちらかを事業者が選択

④行動制限の緩和を実施しない

## 4 対象となる店舗

① 認証店（「愛顔の安心飲食店認証制度」の認証店をいう。以下同じ。）

② カラオケ店(①を除き、飲食を主として業としていない店舗に限る。以下同じ。)

## 5 登録するメリット

登録店は「知事が行動制限を要請した際に示す緩和条件」を満たすことにより、以下のような行動制限の緩和を受けることができます。

① 認証店

緊急事態措置やまん延防止等重点措置等における「利用人数制限」を緩和

⇒「4人以下」から「制限無し」へ

② 認証店及びカラオケ店

緊急事態措置における「カラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請」を緩和

⇒収容率の上限を50%とした上で「カラオケ設備を提供可能」

たとえば

緊急事態措置時に5人(同一グループ)が飲食店に来店した場合

○未登録店

→5人同一テーブルでの会食は不可、カラオケ設備の提供も不可

◎登録店(認証店)なら…

→5人全員分の「知事が行動制限を要請した際に示す緩和条件」を満たすことで、

5人全員同一テーブルで会食OK!

収容率50%以下なら、カラオケ設備の提供も可能!

## 6 登録店舗が行うこと（「知事が行動制限を要請した際に示す緩和条件」）

### 【VTP制度】

登録を受けた店舗は、利用者の来店時に「ワクチン接種歴」又は「陰性の検査結果」のいずれかを確認してください。

※利用者に対し、ワクチン接種又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めてください。（どちらか一方しか選択できないとすることはできません。）

### 【対象者全員検査】

登録を受けた店舗は、利用者の来店時に「陰性の検査結果」を確認してください。

※ワクチン接種歴や陰性の検査結果の確認は、行動制限の緩和に係る場合のみ必要です。平常時（行動制限がない時）はもちろん、緊急事態措置時等であっても4人以下のグループでの会食に対する確認は不要です。

【！注意！】上記5、6の内容は、あくまで現時点の想定に基づくものです。県内の感染拡大状況等により、上記と異なる取扱いをする場合がありますのでご了承ください。

### ○「ワクチン接種」「陰性の検査結果」の確認方法

	確認方法	有効期限
ワクチン接種	「予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む）」により、 <b>2回目接種日から14日以上経過していること</b> を確認。 ※予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可。	当面の間 定めない
陰性の検査結果		
① PCR 検査等 （LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）	医療機関又は衛生検査所等が発行した結果通知書により <b>検査結果が陰性</b> であることを確認	検体採取日より <b>3日以内</b>
② 抗原定性検査等	検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の <b>検査結果が陰性</b> であることを確認	検査日より <b>1日以内</b>

※確認の際には、身分証明書等による本人確認が必要です。

## 7 その他

- ・ 随時登録申請を受け付けております。
- ・ 登録申請手続きの詳細は、[県HP](https://www.pref.ehime.jp/h25500/vtp/tourokuseido.html)をご覧ください。
- ・ 登録店にはステッカーや登録店ポスターを交付します。またHPでも公表する予定です。

### 申請書提出先・問合せ先

#### 【認証店】

愛顔の安心飲食店認証制度事務局（平日 11:00～19:00 ※土日祝除く）

所在地：〒790-8686 松山市湊町7丁目7-1 セキ株式会社内

電話番号：089-945-3280 FAX 番号：089-945-3281

#### 【カラオケ店（認証店を除く。）】

愛媛県 保健福祉部 検査無料化促進班（平日 8:30～17:15 ※土日祝除く）

所在地：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-968-2905 FAX 番号：089-968-2496

### 本制度の内容に関する問合せ先

愛媛県 保健福祉部 検査無料化促進班（平日 8:30～17:15 ※土日祝除く）

所在地：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-968-2905 FAX 番号：089-968-2496

ご不明な点は  
お気軽に  
お問い合わせ  
ください！

